

事 務 連 絡  
令和6年3月22日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課

### 紅麴を含む健康食品の取扱いについて

令和6年3月22日に小林製薬より、「紅麴関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせ」([kobayashi.co.jp/info/20240322/](http://kobayashi.co.jp/info/20240322/))に関する報道発表が行われ、情報提供及び注意喚起等が行われました。また、大阪市にて、本件に関する調査が行われているところです。

つきましては、各都道府県等における過去の健康被害相談について確認し、当該製品に関する健康被害相談に該当するものがある際は、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和6年3月13日付け厚生食基発0313第1号・医薬監麻発0313第5号。以下「対応要領」という。）に基づき、厚生労働省への報告等の対応を行うようお願いいたします。

なお、当該製品以外のいわゆる「健康食品」との関連が疑われる健康被害相談についても、対応要領に基づき適切に対応するようお願いいたします。